

関係者各位

国土交通省が施行する一般国道196号改築工事（今治小松自動車道「今治道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事について、令和6年11月15日付け愛媛県告示第1011号をもって、土地収用法の規定に基づく手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項をお知らせいたします。

記

一 手続開始の告示があった起業地  
イ 収用の部分  
愛媛県今治市五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株並びに玉川町八幡字日坂地内

ロ 使用の部分  
愛媛県今治市五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株地内

（注）起業地を表示する図面は今治市役所道路課でご覧いただけます。

二 土地価格の固定については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 補償を受けられる者の範囲について  
土地所有者以外の者で手続開始の告示のあった日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることはできません。  
また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。

四 土地の保全について  
手続開始の告示があった日以後においては、何人も、愛媛県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。

五 補償の制限について  
土地所有者又は関係人は、起業地について手続開始の告示があった日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を付加増置したりしたときは、あらかじめ愛媛県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。

六 裁決の申請の請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。

七 補償金の支払請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

八 明渡裁決の申立てについて  
土地所有者及び関係人からも、直接愛媛県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることができません。

九 パンフレットの配布について  
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局長に配布いたします。

十 その他不明な点については、愛媛県松山市土居田町797番地2所在の国土交通省四国地方整備局長に松山河川国道事務所用地第三課にご照会ください。

電話 (089) 972-0138

国土交通省  
松山河川国道事務所